

豊 教 務 第 3 6 6 号
令和 4 年(2022 年)6 月 3 日

豊中市立各小中学校長 様

学 務 保 健 課 長

学校生活における児童生徒のマスクの着用について

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から大阪府教育庁市町村教育室小中学校課及び教育振興室保健体育課を通じて通知がありました。

つきましては、学校におけるマスク着用の考え方につきましては、これまで文部科学省が示しております内容から変更はありませんが、これから夏季を迎えるにあたり、特にご留意いただきたいことを下記の通りまとめましたので、お知らせいたします。

記

【次のような時はマスクの着用は不要です。】

- 屋外において、身体的な距離が十分とれる場合。
 - 屋内においては、十分な身体的距離が確保でき、十分な換気など感染防止対策を講じる場合。
 - 身体的な距離が確保できない場合でも、屋外において会話をほとんどしない場合。
 - 体育の授業など運動や激しく体を動かす場合。
 - 登下校時。
- ※ 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高くなりますので、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対策を優先させてください。

なお、マスク着用に関わる資料につきましては、C4th 掲示板に掲載しておりますのでご活用ください。

【問合せ先】

豊中市教育委員会事務局 学務保健課
学務保健係 曾和 昭文
TEL 06-6858-3217 FAX 06-6845-6778
E-mail:kyohoken@city.toyonaka.lg.jp